

## 明治大学法科大学院「ジェンダーと法Ⅱ」授業参加者アンケート

2018年11月27日(火)

ゲストスピーカー：水谷 英夫 弁護士

本日の講義に参加した動機を自由に記入してください。

- ・特にこの数か月において、さまざまな業界にわたって、及び国を越えてパワーハラスメント等が話題になっていて、この問題に対する法的解決を求められることが今後増えていくのは避けられないため、いいタイミングだと思って参加しました。
- ・ジェンダーと法Ⅱの講義を履修していたため。
- ・ジェンダーと法Ⅲを履修しているため。
- ・前期からジェンダーと法を履修しており、様々なゲストスピーカーの方のお話を伺いましたが、男性からジェンダーについてお話を聞ける機会は、女性からよりもさらに貴重であるので、興味を持ちました。
- ・今日、大きな問題になっているハラスメントについて理解を深めるため。
- ・授業の一環として。
- ・ジェンダーと法の授業の一環として参加しました。

本日の講義の感想を自由に記入してください。

- ・「実務家は、すき間を埋める仕事」「人権侵害は生もの」といった金言を聴いただけでもよかった。
- ・過去に自分が会社から受けた行為がパワハラにあたることを再認識しました。その渦中にあるとなかなか気付けないものです。
- ・私の友達でも上司からのセクハラ(ex. ホテルの駐車場まで車で連れていかれるなど)の被害を受けている方がいます。水谷先生の本日の講義を受け、このようなセクハラを防止するには、いかに迅速な対応(ex 内容証明郵便を送達する)と被害者の立場にたって行動することが重要であると学びました。
- ・少々、反道徳的であることを承知で、質問させて頂きたく存じます。社会にはコントロールが必要であると私も考えております。社会制の維持のためには共通敵やストレスのはけ口というものが必要であるか、必要とまで言わずとも非常に有効な手段であると思います。だからこそコントロールの一部として、いじめやパワハラというものが存在するのだと感じるのですが、理想論ではなく現実論として、これらを根絶することは果たして可能でしょうか。
- ・セクハラを定義する際に、「何を排除しなければならないか」ということに焦点を当てることの必要性がわかりました。セクハラやパワハラの被害者が、自分が被害を受けていることを自覚していても何もできない様な現状を改善するにはどうすべきか検討したいと思いました。

・今までは、ハラスメントは、相手方を見下したり差別する考えが背景にある専ら差別の問題であるから、ハラスメントをする人とされる人との社会的地位などの力関係のみが問題となると思っていました。

しかし今日の講義の中でハラスメントが起こるのは人間関係の崩壊の過程であるというお話を聞き、ハラスメントをする人の差別意識というのは考慮要素に過ぎないのではないかと考えが変わりました。

専ら差別の問題であるとするのではなく、より広く捉えることによって、使用者等に対して、法的責任に至らないレベルの問題まで追求できるというのも納得できました。ハラスメントというまだ議論が完全に構築されたといえない分野で先生が依頼者に最前の解決法を見つけ出してきてくれたことが、少しですがわかり感銘を受けました。

・議論すべきセクハラ問題とは何かについて、内閣がポスターに取りあげた「今日の服かわいいね」という例がそもそも適切な例ではない。他に取りあげるべき本当に困っているセクハラ問題がある」というのは、水谷先生が実務での経験があるからこそその意見だと思いました。

確かに、本当に罰すべきものは何か、重要な問題を取りあげて、これだけはやってはいけないことを周知することこそが大切だと思います。

ハラスメント問題を根絶するには、何が有効な方法でしょうか。

・ハラスメントの問題に関して、角田先生は以前「差別」とおっしゃっていましたが、水谷先生はそう思わないこと、ちがう視点から話が聞けておもしろいと感じました。講義も具体的な例をまじえながらだったので、分かりやすかったです。

ハラスメントについての責任のレベル、質があること、法律家になって、どう考えるかなど、先生の経験をもとにハラスメント問題が複雑なものだなと感じました。

私も被害者側として弁護士となったら、被害者と一緒に闘うような法律家になりたいと思います。

・学問的な視点ではなく、実務家の視点からのお話はとても貴重だった。

・自分が弁護士になったら役に立つと思った。

・社会学的な問題と法的な問題を区別する。セクハラ問題がごちゃごちゃ議論されている。

・セクハラに当たるかは主観説と客観説がありますが、前回の授業もあり、深く理解できました。

・ハラスメントの一態様に特化しているわけではないのに、ハラスメントの総論のような部分だけで1つの講義が成立してしまうほど内容が豊富で、民法の債権総論・各論並みの体系だなと思いました。しかし、核心としては一つの事集約してしまうのに、政府ですら広げてしまう矛盾を感じ、話を聞いていて、ハラスメントの基礎を確認できたような気がします。

・ハラスメントは、人間関係の「形成」「崩壊」の過程で生じるというのは、真理だなと思いました。

ただ、差別から生じるというのも一理あると思うので、様々な事案を見て、考えていく必要が

あるなと思います。

- ・セクハラに加害者のパターンとして、①否認 ②同意の下であった ③相手が誘ってきたという3つがあるというのはなるほどなと思いました。自分の行為に責任がもてないんですかね。
- ・セクハラは差別ではなく、安全配慮義務違反であると捉えると、スッキリすると思った。差別と捉えると、強い感情のぶつかり合いのようで、特に男性に理解され難いように感じていた。しかし、当たり前なのだが、ハラスメントは人格権侵害である人権侵害に当たるもので、安全配慮義務違反と捉えた方が、より多くの人に理解されるように思った。

今後、実施してほしい継続教育のテーマ・実施希望時期がありましたら、自由に記入してください。

- ・今日の講義は、ハラスメント全般についてだったので、ジェンダーというよりもっと大きな人格権侵害一般についてのお話だったので、ハラスメント問題についてジェンダー視点を中心に伺いたいです。
- ・パワハラ発覚後のおとし所はどんな感じなのか？解決方法の方が興味あります。

#### 講評

水谷先生より

セクハラの実態、法実践において、ジェンダー／フェミニズムが果たしてきた役割は極めて大きいものがあり、そのことはアメリカのフェミニスト法学者である K. マッキノン の業績からも明らかです（この点について、W. キムリック、2002年『新版 現代政治理論』千葉眞・岡崎晴輝訳者代表、2005年日本経済評論社を参照）。もっとも私は、セクハラの実態分析に関して、性差別のみで把握するのは（仮にそのように主張するとすれば）、理論的には不適切であり、かつ実践的にも不都合な結果を招来するとかねて主張してきており、このような問題関心に立って本講義を担当させていただいたことから、「ジェンダーと法Ⅱ」の講義としてはややそぐわない内容を含んでいると感じ、学生の皆様が私の講義内容をどのように受け止めたかは興味あることでした。

しかしながら私の心配は全くの杞憂であったことが、出席者の皆さんの感想文から感じ取ることができホッとしているところです。セクハラやパワハラ、マタハラなどのハラスメントは、他者を侮辱し人間の尊厳を傷つけるもので、その本質は、他者（部下や後輩など）を自らの（性的）欲望や仕事遂行の「手段」として扱うものであり、カントの言う「人間を目的として扱え、手段として扱ふな」（定言命題）に反する人権侵害行為であり、それ故にこそ職場や大学等において、使用者や教員のみならず、従業員や学生間相互においても、これらの行為を排除する責務を負っているのです。

セクハラをはじめとしたハラスメントと性差別の問題について皆様と一緒に考える機会を作

っていただいた辻村先生に感謝します。

皆様の今後の活躍を期待しています！